

実地医家向け緊急時対応リーフレット（2015年度版）

【健康食品による被害が発生した場合の連絡・報告先】

医療側：日本医師会「健康食品安全情報システム」・東京都医師会・地域保健所
・日本医師会「健康食品安全情報システム」 <http://www.med.or.jp/mshoku/>
・東京都医師会 <http://www.tokyo.med.or.jp/about/enterprise/safety.php>
（対象：都内医療機関。東京都以外は日医に情報をお寄せ下さい。）

被害患者側：各地の消費生活センターや各種相談窓口・地域の保健所

- ① 国民生活センターHP <http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>
（HPから全国の消費生活センターや各種相談窓口の確認が可能）
- ② 消費者ホットライン 電話 188 番（局番なし）

【健康食品について調べる場合】

- ① 書籍「健康食品のすべて－ナチュラルメディシン・データベース」
- ② ナチュラルメディシン・データベースのオンライン検索(日医会員限定)
http://www.med.or.jp/japanese/members/chiiki/n_medicine/
- ③ 国立健康・栄養研究所 <http://www.nih.go.jp/eiken/>
・「健康食品」の安全性・有効性情報 <https://hfnet.nih.go.jp/>
- ④ 国立医薬品食品衛生研究所 <http://www.nihs.go.jp/index-j.html>

【医薬品・医療機器について調べる場合】

- ① 各製薬企業への電話問合せ。(添付文書の最下部に企業の連絡先あり)
- ② PMDA(医薬品医療機器総合機構、添付文書検索や電話相談)
https://www.pmda.go.jp/search_index.html
・くすり相談：03-3506-9457(平日9時～17時)
・医療機器相談：03-3506-9436(平日9時～17時)

【医薬品（医療用・一般用）の副作用等が発生した場合の連絡・報告先】

- ① 製薬企業（企業は副作用等疑い例を認知したら、原則として国に報告する義務）
- ② 医療側から国への直接報告（危害発生・拡大防止が必要があると認めるとき）
<http://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/pmd-act/0002.html>

実地医家向け緊急時対応リーフレット（裏面）

【化粧品や医薬部外品・医療機器等による健康被害の連絡先】

- ① 製造販売企業（企業は原則として国に副作用等疑い例を報告する義務）
- ② 医療側から国への直接報告（危害発生・拡大防止で必要があると認めるとき）
<http://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/pmd-act/0002.html>

【食中毒が発生した場合の連絡・報告先】

- ・最寄りの保健所（食品衛生法では食中毒を疑った場合は1例から届出義務）

【患者が商品、サービス等で被害に遭った場合】

- ①（類似事故情報の検索）事故情報データベース <http://www.jikojoho.go.jp/>
- ②（医師から国民生活センター・消費者庁へ事故情報提供）ドクターメール箱
http://www.kokusen.go.jp/jiko_uketuke/index.html

【誤飲、中毒について調べる場合（子ども・大人）】

- ・日本中毒情報センター <http://www.j-poison-ic.or.jp/homepage.nsf>
 - ・大阪中毒 110 番：072-726-9923(24 時間、医療機関有料)
 - ・つくば中毒 110 番：029-851-9999(9～21 時、医療機関有料)

【急性放射線被ばく疑いの場合】

- ・放射線医学総合研究所 <http://www.nirs.go.jp/hibaku/index.htm>

【外国人患者の診療に係る電話相談・電話通訳】

- ・AMDA国際医療情報センター <http://amda-imic.com>
 - ・センター東京：03-5285-8088
 - ・大阪オフィス：050-3598-7574
- (※ 事前相談が望ましい。8言語。言語により対応時間が異なる。)